

# 平成28年1月より 制度が大きく変わります!!

## 押さえておきたい3つのポイント

### ポイント1

#### 公社債等の税制変更 (金融所得課税の一体化)

- 公社債等の売却益が課税対象に
- 公社債等と上場株式等との損益通算が可能に
- 公社債等の特定口座での取扱いが可能に

### ポイント2

#### マイナンバー (社会保障・税番号制度)

- 平成27年10月～  
市区町村よりマイナンバー  
の通知開始
- 平成28年1月～  
社会保障・税・災害対策  
手続きでの利用開始

### ポイント3

#### NISAの改定

- 年間120万円まで  
非課税投資枠が拡大
- ジュニアNISAの開始  
未成年者も年間80万円まで  
非課税投資が可能に

# 平成28年より 公社債等の税制が変わります!!

## — 金融所得課税の一体化 —

平成28年より、公社債および公社債投信は、税制上、特定公社債等と一般公社債等に区分され、特定公社債等は上場株式等と同様の税制に変更されます。

### 特定公社債等とは

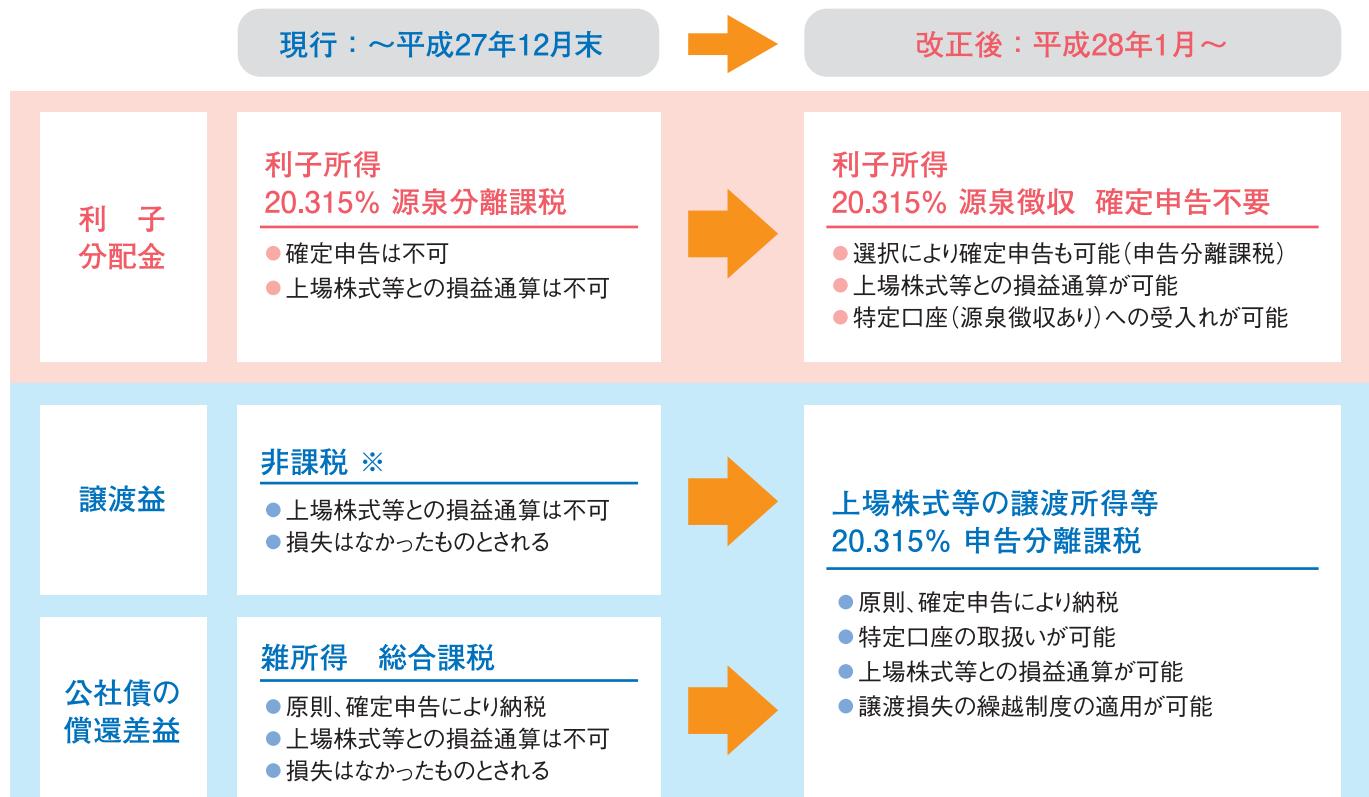
国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除く)、公募公社債投資信託(MRF、外貨建てMMF等) など

## 1 公社債・公社債投信の譲渡益が課税対象となります。



- ▶ 平成27年12月末までの譲渡について(受渡日ベース)、譲渡益は非課税となります。また、譲渡損失は税制上無かったものとして取扱われます。
- ▶ 平成28年1月以後の譲渡について(受渡日ベース)、譲渡損益は、他の上場株式等の譲渡損益と通算の上、20.315%の申告分離課税の対象となります。
- ▶ 外貨建ての場合、譲渡損益・償還差損益には為替差損益も含まれます。  
(外貨により決済される場合も為替差損益を含めて計算されます。)

### 特定公社債等の課税変更の概要

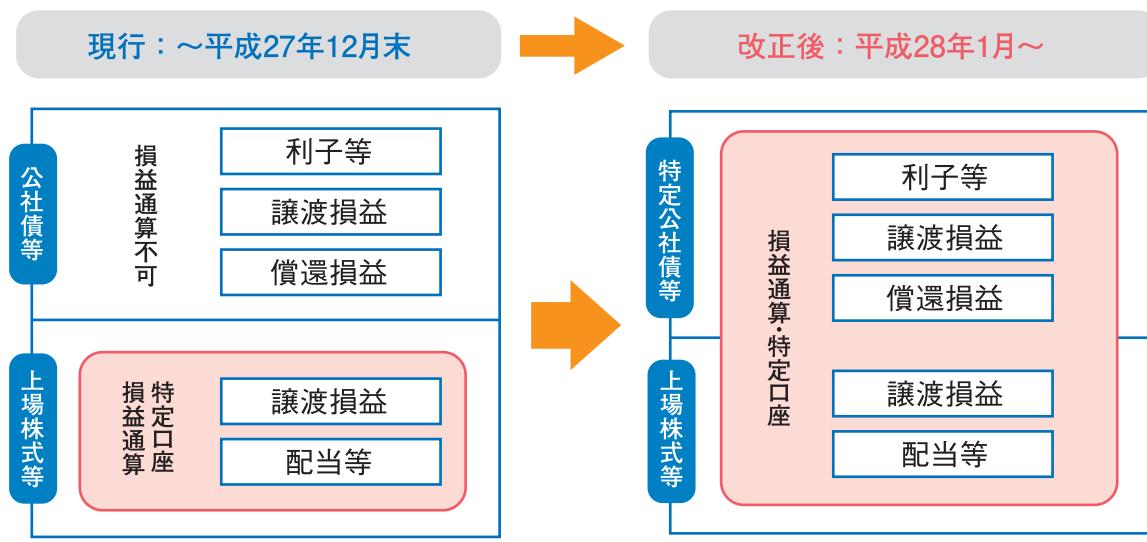


※ゼロクーポン債等の売却益…譲渡所得(総合課税)年間控除50万円  
(平成27年12月末まで) 保有期間5年超の場合は年間控除後の売却益×1/2が課税対象

## 2 公社債・公社債投信と上場株式等の損益通算が可能となります。



- ▶ 平成27年12月末までの譲渡・償還損失は税制上なかったものとして取扱われます。
- ▶ 平成28年1月以降の譲渡・償還損失は、上場株式等との譲渡益や配当等との損益通算のほか、確定申告することにより翌年以降3年間の譲渡損失の繰越制度も利用できます。
- ▶ 平成28年1月以降に支払われた特定公社債等の利子等は、上場株式等の譲渡損失と通算し、源泉徴収された税額の還付を受けることができます。



## 3 公社債・公社債投信の特定口座での取扱いが可能となります。

- 現行
- 特定口座の対象外
- 平成28年以降
- 特定口座の対象
- 
- The diagram shows a red arrow pointing from the '現行' (Current) section to the '平成28年以降' (From Heisei 28) section. In the '現行' section, a blue box labeled '特定口座の対象外' (Non-account) is shown. In the '平成28年以降' section, a red box labeled '特定口座の対象' (Account) is shown.
- ▶ 平成28年1月以降に取得した特定公社債等は、特定口座で管理されます。
  - ▶ 特定口座の源泉徴収あり口座であれば、確定申告を不要とすることができます。
  - ▶ 特定口座を開設されていないお客様は、事前にお手続きが必要となります。

### 特定口座とは

証券会社等の金融機関がお客様に代わって、上場株式等の「取得価額の管理」や「譲渡損益の計算」等、税制上の必要な管理を行う口座です。

特定口座	源泉徴収あり (確定申告不要)	証券会社等が譲渡損益を計算し、源泉徴収を行い納税します。また、配当等を計算し譲渡損益が損失の場合は特定口座内で通算します。お客様は確定申告が不要となります。※選択により確定申告することもできます。
	源泉徴収なし (簡易な申告)	証券会社等が譲渡損益を計算し、年間取引報告書を発行します。お客様ご自身で、配当等の損益通算や申告納税手続きを行います。※年間取引報告書により簡易に申告することができます。
一般口座(通常の申告)		お客様ご自身で年間の譲渡損益を計算し、配当等の損益通算や申告納税手続きを行います。

## 既に保有されている特定公社債等の特定口座への組入れについて

制度変更前から保有されている特定公社債等は以下の方法により特定口座へ組入れることができます。

	～平成27年	平成28年
1	平成27年12月末までに証券会社等を通じて取得し、同一証券会社等で引き続き管理されている公社債等	<b>【平成28年1月1日に特定口座へ組入れ】</b> 証券会社等で確認できた取得価額を元に特定口座へ組入れます。 ※証券会社等で取得価額が確認できない場合は組入れできません。
2	上記の方法により、 特定口座へ組入れない公社債等 ----->	<b>【平成28年1月～12月末までの特例措置】</b> 取引報告書など、「取得日・取得価額等を確認できる書類」を提出することにより、特定口座へ組入れることができます。

- ▶ 平成27年6月末までに移管等により同一証券会社等で継続管理されている公社債等については、一定の要件のもと平成28年1月1日に特定口座へ組入れることができます。ただし、公社債投信の場合、取得価額は移管先の証券会社等の預入日の基準価額となります。公社債の場合、税制上、入庫日が発行日、売出日であるものに限られますので、ほとんどのケースで組入れることはできません。

**特定口座を開設されていないお客様は、事前に特定口座の開設手続きが必要となりますので、お手続きくださいますようお願いいたします。**

## 公社債等の税制変更に伴いご留意いただきたい事項

### 公社債等の課税負担について

- 平成27年12月末(原則、受渡日ベース)までの公社債等の譲渡は非課税となります。平成28年1月1日以後の譲渡は、株式等の譲渡所得等として20.315% (復興特別所得税を含む) の申告分離課税の対象となります。
- ※ 平成27年12月末までのゼロクーポン債等の譲渡については、総合課税の譲渡所得として課税対象となります。(年間控除額50万円、保有期間5年超の場合は控除後の譲渡益×1/2が課税対象)
- 平成28年1月1日以後、特定公社債等を金融商品取引業者への売委託により譲渡を行う場合など、一定の譲渡による譲渡損失については、特定公社債等の利子等並びに上場株式等の配当等及び譲渡所得等との所得間の損益通算並びに損失の繰越控除が可能となります。
- 平成28年1月1日以後、特定公社債等以外の公社債等(一般公社債等)の譲渡損失については、当該公社債の利子等、特定公社債の利子等及び特定公社債の譲渡所得等との所得間並びに上場株式等の配当等及び譲渡所得等との所得間の損益通算はできません。

### いわゆるクロス取引について

- 平成27年12月末までに公社債等を譲渡し、直ちに再取得する取引(一般的にクロス取引といいます。)についても、譲渡益は非課税となります。また、再取得した公社債等を平成28年1月1日以後に譲渡するに際し、当該再取得した価格に基づき取得価額の計算が行われます。
- なお、外貨建ての公社債等については、為替差損益(外貨決済の場合においては円貨換算での差損益)を含めて非課税又は取得価額の計算が行われます。
- いわゆるクロス取引を行うにあたり、譲渡の際と再取得の際にそれぞれの価格が異なる場合は当該差額の費用負担が生じます。また、ブラジルレアル等、外貨決済が行えない通貨建の公社債について、いわゆるクロス取引を円貨により決済する際は、外貨建て価格の差額の費用負担の他に譲渡・再取得それぞれの適用為替レートが異なることにより、当該差額の費用負担が生じます。

### 特定口座のお取扱いについて

- 平成28年1月1日以後、特定公社債等は特定口座が開設されている等の一定の要件のもと特定口座での取扱いが可能となります。また、平成27年12月末までに保有されている特定公社債等については、当社でお買付いただき、引き続き保護預かりされているもので取得日及び取得価額が判明している等の一定の要件に該当するものは、特定口座への受入れが可能となります。

公社債等の税制変更に伴う公社債等の取引にあたり、最終的な売買等の判断はお客様自身で行っていただきますようお願いいたします。

# 平成27年10月から 市区町村よりマイナンバーが通知されます!!

マイナンバー  
とは

国民一人ひとりがもつ12桁の個人番号のことです。

※法人の場合は、13桁の法人番号が付与されます。

マイナンバー（社会保障・税番号）は、住民票を有するすべての方に1人1つの番号を付して、社会保障・税・災害対策の分野で適切かつ効率的に管理し、複数の行政機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

池田泉州TT証券の証券口座をお持ちの場合、

**マイナンバーを池田泉州TT証券にお届けいただく必要  
がございます。全てのお客様が対象となります。**

池田泉州TT証券では、お客様に代わり特定口座の税金の計算や納付、法律で定められている各種支払調書等を税務署に提出しています。平成28年1月以降の支払調書等には、マイナンバーの記載を求められているため、池田泉州TT証券にマイナンバーをお届けいただく必要がございます。

## 今後のスケジュール

平成27年  
10月から

### マイナンバー通知のお受け取り

市区町村より住民票を有する全ての方へ、簡易書留にてマイナンバーの通知がなされます。  
住民票の住所に通知が届きます。



平成28年  
1月から

### マイナンバーの取扱いが開始

- 社会保障・税・災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。
- 証券口座、ジュニアNISA口座、特定口座等のお申込みには、マイナンバーをお届けいただく必要がございます。



平成30年  
12月末まで

### 池田泉州TT証券へのマイナンバーのお届け

現在、既に池田泉州TT証券に証券口座をお持ちのお客様は、平成30年12月末までにお客様ご自身のマイナンバーを当社にお届けいただく必要があります。

## 池田泉州TT証券における今後の対応

現在、池田泉州TT証券では、お客様からマイナンバーをお届けいただくための準備を進めております。  
詳細が決まりましたら、順次、お手続きのご案内をさせていただきますので、その際はご協力くださいますようお願い致します。

# 平成28年より NISAが変わります!!

## —NISA制度改正のポイント—

NISA(少額投資非課税制度)は、年間の投資額の上限を100万円として、その口座でお買付けされた上場株式等の配当等・譲渡益が最長5年間非課税となる制度です。今回の制度改正に伴い、平成28年よりNISAがさらに使いやすくなります。

ポイント  
1

### 年間120万円まで 非課税投資枠が拡大

NISAの非課税投資枠が年間100万円から120万円に拡充されます。

ポイント  
2

### ジュニアNISA の創設

未成年者も年間80万円まで  
非課税投資が可能となります。

## ご家族でNISAを活用

### 非課税投資枠拡大の有効活用

NISAの非課税投資枠の拡大、ジュニアNISAの創設に伴い、世帯における非課税投資上限額が拡大します。これを機会に、ご家族の皆さんで株式や投資信託など幅広いニーズにお応えできる池田泉州TT証券のNISA、ジュニアNISAをご活用ください。

(例)4人家族(ご夫婦+未成年の子2人)の場合



非課税投資枠200万円  
NISA 100万円  
NISA 100万円

改正ポイント2  
改正ポイント1

### 非課税投資枠400万円

ジュニアNISA 80万円  
ジュニアNISA 80万円  
NISA 120万円  
NISA 120万円



平成27年(改正前)

平成28年(改正後)

### 生前贈与の活用による相続対策

生前贈与(暦年贈与)には、贈与を受ける方1人につき年間110万円の贈与税の基礎控除があり、年間110万円以下の贈与であれば贈与税がかからないため、祖父母等からの贈与資金をNISAやジュニアNISAで運用することにより、将来の相続対策にもつながります。

## 平成28年からの制度概要

	ジュニアNISA	NISA
対象者	0~19歳の居住者等	20歳以上の居住者等
年間投資限度額	80万円(5年間で最大400万円)	120万円(5年で最大600万円)
非課税対象	上場株式等の配当、公募株式投資信託の分配金、これらの譲渡益等	
投資可能期間	平成28年~平成35年(※1)	平成26年~平成35年
非課税期間	投資した年から最長5年間(ロールオーバーは可能)	
払出し制限	18歳(※2)まで途中払出しに制限あり	なし
運用口座の管理	原則、親権者等が代理	本人

※1 平成35年末以降、当初の非課税期間(5年間)の満了を迎ても一定の金額までは、20歳になるまで引き続き非課税で保有できます。

※2 3月31日時点で18歳である年の1月1日以降(例:高校3年生の1月以降)払出しの制限はなくなります。

# 平成28年開始「ジュニアNISA」の制度について

## 「ジュニアNISA」の主なポイント

- ①お子様やお孫様の長期(最長20年)にわたる資産形成のための制度です。
- ②日本に住む0歳から19歳までの未成年者が口座開設できます。(親権者等が代理で資産運用を行うことができます)
- ③非課税投資上限額は、毎年80万円まで(5年間で最大400万円)。
- ④非課税期間はNISAと同じ、投資した年から5年間。投資額からの収益(売却益・配当等)はもちろん非課税。
- ⑤20歳以降は、自動的にNISA口座が開設されます。

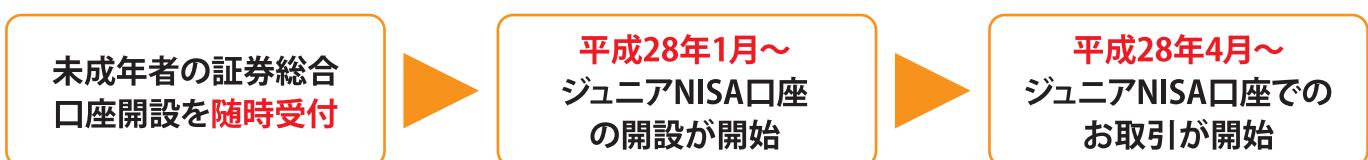


## ジュニアNISAをご利用いただく際のご留意事項

- ジュニアNISA口座は、お1人様1口座のみ開設できます。
- ジュニアNISA口座開設後は、金融機関の変更ができません。(廃止後の再開設は可能です)
- 18歳(注1)までは、投資残高は運用益を含め、原則、払出しできません(注2)。制限期間中に払出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、ジュニアNISA口座を廃止することになります。  
(注1)3月31日時点で18歳である年の1月1日以降(例:高校3年生の1月以降)  
(注2)災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能ですが、この場合はジュニアNISA口座を廃止することになります。

## ジュニアNISA口座の開設から投資までの流れ

ジュニアNISA口座の開設は、平成28年1月から開始となります。また、平成28年4月よりジュニアNISA口座でのお取引が可能となります。あらかじめ、未成年者の証券総合口座を開設いただきますと、いちはやくジュニアNISA口座開設のお手続きのご案内等が可能となります。



## NISAをご利用いただく際のご留意事項

- NISA口座は、お1人様1口座のみ開設できます。(金融機関を変更した場合を除きます) ● 1年単位でNISA口座を開設する金融機関の変更およびNISA口座廃止後の再開設が可能です。但し、既にNISA口座で上場株式等を取得している年分については、同年中の金融機関の変更および廃止後の再開設はできません。 ● NISA口座を開設する金融機関の変更手続きを行った場合には、複数の金融機関にNISA口座が存在することとなります。そのため、その場合であっても各年においてNISA口座での買付けは1つのNISA口座でしか行うことができません。 ● NISA口座で保有している上場株式等を他の金融機関のNISA口座へ移管することはできません。 ● NISA口座で一度売却すると、その非課税投資枠の再利用はできません。 ● NISA口座と特定口座や一般口座との損益通算はできません。また、NISA口座で生じた損失の繰越控除はできません。 ● 公募株式投資信託の分配金のうち元本払戻額(特別分配金)は、NISA口座での保有であるかどうかに関らず非課税であるためNISA制度上のメリットを享受できません。 ● NISA口座で保有する上場株式等(ETF、ETN、REITを含む)の配当金等を非課税で受け取るために、「株式数比例配分方式」をお申込みいただき、証券会社経由で配当金等を受け取る必要があります。

# NISA口座開設者の皆さまへのお知らせ

## 平成27年分の非課税投資枠のご利用はお早めに

NISA口座の非課税投資枠は年間100万円であり、その年の**非課税投資枠の未使用分を翌年へ繰り越すことはできません**ので、お早めにご利用いただきますようお願い申しあげます。  
※平成28年より非課税投資枠は年間120万円に引き上げとなります。

ご利用期限  
平成27年  
12月末

## NISA口座の非課税投資枠のご利用基準について

- (1)利用金額 NISA口座における非課税投資枠の利用金額は、その年の約定代金(購入金額)の合計額であり、購入時手数料および消費税は含みません。
- (2)利用基準日 NISA口座における非課税投資枠の利用基準日は、買付注文日ではなく、受渡日となります。従って、平成27年内に受渡日が到来するお買付けは平成27年分の非課税投資枠が適用されますが、受渡日が年跨ぎで平成28年となるお買付けは平成28年分の非課税投資枠が適用されることになります。

## NISA口座でのお買付け時のご留意事項

**NISA口座でお買付けされる場合は、ご注文の際にお客様よりその旨を明示いただく必要があります。**

NISA口座でのお買付けである旨の明示がない場合は、課税口座(一般口座または特定口座)でのお買付けとなりますので、ご注意ください。

## 「株式数比例配分方式」のお申込みについて

ご確認ください

NISA口座で保有する国内上場株式の配当金(ETF、REIT等の分配金を含む)を非課税で受取るためには、証券会社で配当金等を受取る「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。銀行やゆうちょ銀行または郵便局で配当金等を受取られる場合は、NISA口座で国内上場株式をお買付しても、配当金等は20%(※)の課税扱いとなりますのでご注意ください。※別途、復興特別所得税が課税されます。

**NISA口座を開設され、「株式数比例配分方式」をお申込みされていない場合は、お取扱い店までご連絡のうえ、お手続きいただきますようお願い申しあげます。**

### 株式数比例配分方式とは

お客様が保有される全ての国内上場株式等の配当金等について、証券会社ごとのお預り数量に応じて、それぞれの証券会社のお取引口座でお受取りいただく方法です。



### 【ご留意事項】

- お取引されている証券会社が複数ある場合には、1社に対して「株式数比例配分方式」のお申込みをされると、他の証券会社等で保有している銘柄や、特定・一般口座にてお持ちの銘柄も含め、全ての銘柄について同方式が適用されます。(なお、一部の銘柄だけ別の方式を指定することはできません)
- 信託銀行等の特別口座(※)等、「株式数比例配分方式」を取り扱っていない金融機関等に口座を開設されている場合は、同方式をご利用いただくことができません。

※特別口座とは、平成21年1月の株券電子化の際に、証券保管振替機構に預託しなかった株券における株主の権利を保全するため、発行会社が信託銀行等の金融機関に開設した口座をいいます。

### 金融商品等の取引に関するリスクと諸費用について

当資料は平成27年7月現在の法令・制度等の情報にもとづき作成しており、今後の法令・制度の変更等により内容が変更される場合があります。詳細は所轄の税務署または税理士等の専門家へご相談くださいますようお願いいたします。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して上限1.242%(税込)(ただし、最低手数料2,700円(税込))の委託手数料がかかります。投資信託の場合は、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。手数料等およびリスクは、金融商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

商号等 池田泉州TT証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号

加入協会 日本証券業協会